

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和 6 年 6 月13日

十 和 田 市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第 8 条第 4 項において準用する同法第 7 条第 5 項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を変更認定したので、同条第 6 項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号 事業	2号 事業	3号 事業	4号 事業	地域	重点区域との 重複の有無		
	○			沢田字山中	無	令和 2 年 ～ 令和 6 年	中山間地域等館・ 山中集落